

2026年2月6日

令和8年1月21日からの大雪により被災されたお客さまに対する
託送料金等の特別措置について（適用市町村の追加）

令和8年1月21日からの大雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この大雪に伴う被害により、災害救助法が適用された地域^{*1}において、被災されたお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さま等からお申し出があった場合には、「託送供給等約款」、「電気最終保障供給約款」、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」における特別措置を適用いたします。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、当社へのお申し込みとあわせて罹災証明書¹の提出をお願いいたします。

今後、本災害による災害救助法の適用市町村が追加された場合には、同様に特別措置を適用いたします。

記

【災害救助法が適用された地域】*下線部が前回からの更新箇所

(2月5日時点)

青森県7市10町4村

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰯ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村

秋田県4市2町1村

能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町

山形県2市6町3村

新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村、尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡小国町

新潟県4市

小千谷市、魚沼市、長岡市、上越市

【小売電気事業者さま等】

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延伸

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2025年12月（支払期日が2026年1月21日以降となるものに限ります）、2026年1月、2月および3月分の料金算定日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、被災日が属する月から6カ月後の末日までの間、電気を使用されない日数×4%分を接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金から免除いたします。

3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金^{*2}の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から引き続きまったく電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに2026年7月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 再建等に係る臨時工事費^{*3}の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、2026年7月末日までに臨時接続送電サービスの使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、電気設備が一時使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金は、2026年7月末日まで申し受けません。

6. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、2026年7月末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料^{*4}は申し受けません。

【発電事業者さま等】

1. 系統連系受電サービス料金の支払期日^{※5}の延伸

被災された発電者さまの2025年12月(支払期日が2026年1月21日以降となるものに限ります)、2026年1月、2月および3月分の系統連系受電サービス料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除

被災された発電者さまが、被災時から引き続きまったく発電または放電されない場合には、被災日が属する月から6カ月後の末日までの間、発電または放電されない日数×4%分を系統連系受電サービス料金から免除いたします。

3. 災害のため発電設備が復旧までに一時運転不能となった場合は、その運転不能設備相当分の系統連系受電サービス料金の基本料金は、2026年7月末日まで申し受けません。

【当社と電気最終保障供給約款のご契約をいただいているお客さま】

1. 電気料金の支払期日^{※6}の延伸

被災されたお客さまの2025年12月（支払期日が2026年1月21日以降となるものに限ります）、2026年1月、2月および3月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用日の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、被災日が属する月から6カ月後の末日までの間、電気を使用されない日数×4%分を電気料金の基本料金から免除いたします。

3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに2026年7月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 再建等に係る臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、再建等のため、2026年7月末日までに契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気設備が一時使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2026年7月末日まで申し受けません。

6. 被災されたお客さまが、再建等のため、2026年7月末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

※1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、この大雪による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含みます。

※2、3、4)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。

※5) 系統連系受電サービス料金の支払期日は、料金算定日の翌日から30日目をいいます。

※6) 電気料金の支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

■小売電気事業者さま等および発電事業者さま等からのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークサービスセンター TEL. 0570-783-501

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から12時、午後1時から午後5時まで

■当社と電気最終保障供給約款のご契約をいただいているお客さま

詳細につきましては、ネットワークコールセンターへお問い合わせいただくか、お近くの当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークコールセンター TEL. 0120-175-377

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

以 上